

ミツヒロニュース



先月、京都三大祭りの一つ「葵祭」へ行きました。平安時代から続く王朝風俗の優雅な伝統と歴史を感じる祭りの起源は、凶作が続いたため祭礼を行ったところ五穀豊穡となったことにあるそうです。大自然の前では人間は無力で有ることを思い知らされます。理想の未来を実現させるためには、前を向いて計画し実践し続けることが大切ではないでしょうか。 光廣昌史

今月のトピックス

「ふるさと納税」で被災地寄附...「ふるさと納税」は支援者の負担は少なく被災地に届く金額の大きい支援です

高齢者雇用継続の条件...60歳定年以降の継続雇用対象者の基準について労使協定を締結しなければなりません

経営者実践セミナー

あとがき 笑顔で楽しく

「ふるさと納税」で被災地寄附

東日本大震災の被災地復興に向け、支援の輪が広がっています。その中、少ない実質負担で、被災地に届く金額は大きい「ふるさと納税」が注目されています。

「ふるさと納税」は2008年から始まった、**個人住民税の寄附金控除の制度**で、「かつて世話になった、あるいは老親が世話になっている故郷の県や市に、自分の住民税の一部を回したい」との思いを制度化したものです。自分が寄附したい任意の**地方公共団体(故郷でなくてもよい)**に5千円以上の寄附をした場合、**確定申告**によって地元の市区町村から住民税の控除(還付)が受けられます。**故郷に限らずに全く縁のない県や市への寄附も対象で、被災地への寄附もちろん対象です。故郷にでなく被災地に寄附しても、ふるさと納税になるのです。**

(1) 住民税の優遇措置

個人の方が寄附をした場合、**翌年度分の住民税について、税額控除を受けられます。**

「ふるさと納税」住民税減税額=A+B

A = (寄附額(※1) - 5,000円) × 10%

B(※2) = (寄附額(※1) - 5,000円) × (90% - 所得税の限界税率(※3))

※1 総所得金額等の30%が上限です。 ※2 住民税所得割額の10%が上限です。

※3 所得税の限界税率は、所得税の税額計算の上で適用する最も高い税率をいい、具体的には次の表のとおりです。

所得税の課税所得金額	所得税の限界税率	所得税の課税所得金額	所得税の限界税率
0円未満	0%	695万円超900万円以下	23%
0円以上195万円以下	5%	900万円超1,800万円以下	33%
195万円超330万円以下	10%	1,800万円超	40%
330万円超695万円以下	20%		

計算式は複雑ですが、例えば、年収700万円のAさん（夫婦のみ）が5万円寄附した場合、ふるさと納税を使うと所得税9,000円、住民税3.6万円合計4.5万円減って、税引き後実質自己負担5,000円です。年収3千万円で30万円寄附なら所得税18万円弱、住民税12万円弱減り、実質負担は5,000円です。

ふるさと納税により住民税控除の対象となる寄附金は、住民税所得割の10%までですので、所得により適用となる寄附の限度額が変わります。住民税所得割額は、毎年6月に市区町村から送られてくる税額通知書（納付書）を参考にしてみてください。

控除によりますが、目安は所得300万円で3万円強、500万円で7万円弱、1,000万円で約17万円、2,500万円で約50万円です。

都道府県・市区町村に寄附した場合の税額の軽減額

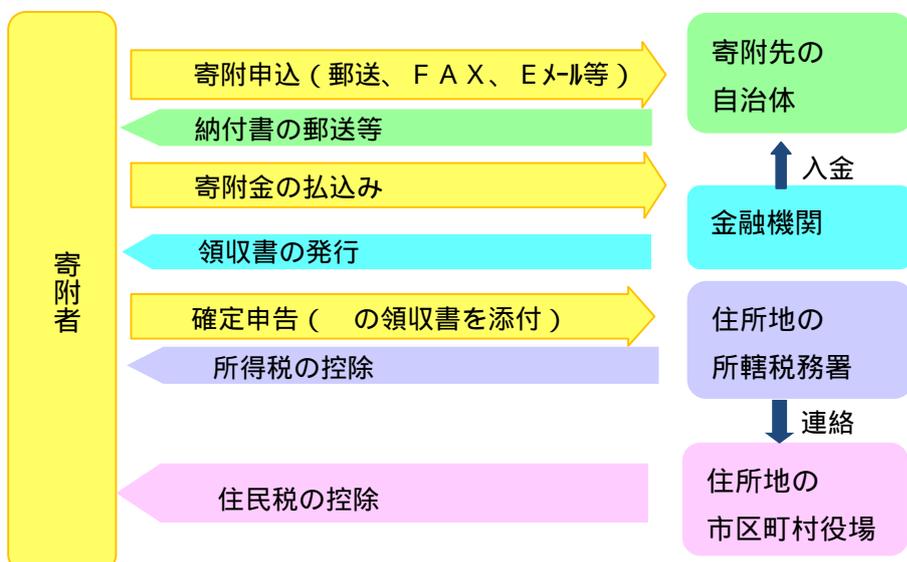
年収	寄附金額	軽減額	
		単身の給与所得者の場合	夫婦のみ給与所得者
500万円	1万円	5,000円 (住民税4,500円、所得税500円)	5,000円 (住民税4,500円、所得税500円)
	3万円	25,000円 (住民税22,500円、所得税2,500円)	25,000円 (住民税22,500円、所得税2,500円)
	5万円	35,100円 (住民税30,600円、所得税4,500円)	31,800円 (住民税27,300円、所得税4,500円)
	10万円	45,100円 (住民税35,600円、所得税9,500円)	41,800円 (住民税32,300円、所得税9,500円)
700万円	1万円	5,000円 (住民税4,000円、所得税1,000円)	5,000円 (住民税4,000円、所得税1,000円)
	3万円	25,000円 (住民税20,000円、所得税5,000円)	25,000円 (住民税20,000円、所得税5,000円)
	5万円	45,000円 (住民税36,000円、所得税9,000円)	45,000円 (住民税36,000円、所得税9,000円)
	10万円	69,000円 (住民税50,000円、所得税19,000円)	65,700円 (住民税46,700円、所得税19,000円)
1,000万円	1万円	5,000円 (住民税4,000円、所得税1,000円)	5,000円 (住民税4,000円、所得税1,000円)
	3万円	25,000円 (住民税20,000円、所得税5,000円)	25,000円 (住民税20,000円、所得税5,000円)
	5万円	45,000円 (住民税36,000円、所得税9,000円)	45,000円 (住民税36,000円、所得税9,000円)
	10万円	93,600円 (住民税74,600円、所得税19,000円)	90,300円 (住民税71,300円、所得税19,000円)

【総務省ホームページより】

(2) 手続きの流れ

寄附の流れは図のようになります。

寄附をすると、自治体から領収書等が発行されます。**領収書等は、寄附金控除を受ける際の所得税や住民税の申告に必要となりますので、必ず保管しておいてください。**また、自治体の指定する金融機関を通じて振込んだ場合、金融機関の発行する領収書がこれに代わる場合もあります。



() 具体的な手続きは、各自治体のHPをチェックするか、電話等で確認してください。

1. 所得税と個人住民税の両方から控除を受ける場合

都道府県・市区町村発行の領収書等を添付した所得税の確定申告が必要です。平成23年中の寄附であれば、所得税については、平成23年分の所得税から所得控除され、住民税については平成24年6月以降に納める平成24年度の住民税から税額控除されます。

2. 住民税の控除のみ受ける場合

所得税の確定申告を行わない人が、住民税の寄附金控除を受けるためだけには、「平成24年度分市町村民税・道府県民税額控除申請書」に領収書等を添付して、**住所地の自治体に提出**することで控除が受けられます。

(3) ふるさと寄附金

総務省は、被災地の県や市町村に直接寄附する場合のほか、**日本赤十字や中央共同募金会に東日本大震災義援金としてする寄附も「ふるさと寄附金」として、ふるさと納税対象**と公表しました。

この場合、所得税や住民税の申告書に添付する領収書等は、次のもので差し支えないとしています。

- 1 募金団体が発行する受領書または預り書(最終的に被災地方団体、義援金配分委員会に拠出されることが明らかにされているものに限る)
- 2 振込依頼書の控または郵便振替の半券(原本に限る)
- 3 新聞社等が募金団体である場合は、寄附者の氏名等を掲載した新聞記事等(住所、氏名および寄附金額が記載されているものに限る)

(4) ふるさと納税を使いますか？

ここまで、ふるさと納税についてご紹介してきましたが、ふるさと納税には賛否両論あります。

被災地が故郷や縁ある地なら、この制度を最大限に使うのが、制度の趣旨だと思います。しかし、そうでない場合に、この制度を使うことについては、いろいろな考え方があります。

例えば、広島県でも、被災地への消防団員、警察官、医療チーム等の派遣、救援物資の輸送を行い、また、公営住宅への被災者受け入れ、医療費補助等、様々な支援を行っています。**広島県の人**がふるさと納税を使うと、**広島県の税収を減らし、地元の広島県を疲弊させることとなります**。これはふるさと納税の別の側面です。

ふるさと納税は実質負担最大5千円という、節税効果の大きい制度です。総務省の通達した「ふるさと寄附金」について、「政府は国民の善意は最大5千円程度とと思っているのでしょうか」といった批判もあります。

義援金を拠出することは、とても尊い行為であり、節税で浮かせた分でさらなる支援ができるという考え方もあります。しかし、ふるさと納税には、前述の側面もありますので、その点を考慮の上、是非、善意の寄付にご活用ください。

高年齢者雇用継続の条件

◆平成18年4月時点の高年齢者雇用安定法

企業において65歳まで雇用確保を義務とされたのは平成18年でした。「定年の引き上げ」「継続雇用制度の導入」「定年制の廃止等」から各企業に合ったいずれかの制度を導入することとしています。しかし中小企業において、60歳定年以降の人員を雇用していくことは、ときに経営を圧迫しかねない要因ともなります。そこで今までは継続雇用制度を導入する際に、本来は対象者の継続基準を労使協定で定めるべきところを、話し合いが整わない時は就業規則で基準を定めてもよいことになっていました。

◆平成23年4月からの継続雇用対象者基準

今まで就業規則だけで継続雇用基準を定めておいてもよいとしていましたが、この特別措置は変更となりました。

平成23年4月からは、中小企業においても労使協定を締結しなければなりません。

継続雇用制度は、原則として、希望者全員を対象として制度を導入することが求められてはいますが、各企業の実情に配慮して、継続雇用する人を選考する基準を労使協定で定めることは認められています。

◆継続雇用の基準は主に6つ

厚労省が実施した調査によると、再雇用基準は主に6つに分類されました。

①働く意志や意欲 ②勤務態度 ③健康 ④能力・経験 ⑤技能の伝承 ⑥その他

6つの条件のうち、能力・経験については、本来は人事考課の目標基準を設け、評価点等で判断されるものですが、中小企業においては制度的に人事考課を行っている企業が少なく、大局的に「働く意欲に富み勤務熱心で健康な人」という条件になっていることも多いようです。

◆継続雇用後の労働条件

厚労省の調査によると80%以上の企業が一度退職してから、労働条件を見直して再雇用する継続雇用制度を導入していると言います。勤務形態は一般社員と変わらないという場合が多いものの、一年ごとの嘱託契約で定年時の6割以上の賃金で処遇するという実態が報告されています。

60歳以降の労働条件については、高年齢者の安定した雇用を確保するという高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえたものであれば、従来の労働条件を変更することも可能です。

60歳以降の賃金が、従前の75%未満に低下した場合には、高年齢雇用継続給付を受給することができます。また、昭和28年4月1日以前生まれ(女性は昭和33年4月1日以前生まれ)であれば、60歳から年金の一部が受給できますが、社会保険に加入している場合、賃金額によっては年金が支給停止となります。必ずしも、従来の労働条件を維持する必要はないかもしれません。

参考文献

総務省 自治税務局HP／ふるさと寄付金など個人住民税の寄附金税制

総務省 東日本大震災関連情報／あなたの『ふるさと寄附金』が被災者支援に活かされます!

納税通信 2011年4月18日 第3169号

バードレポート 2011年4月25日 第830号／株式会社 バード財産コンサルタンツ

ゆりかご倶楽部トピックス(2011年3月29日掲載分)

経営者実践セミナー

～2011年 後半をどう乗り越える?!～

今年も、恒例の経営者実践セミナーを開催します。講師には、一級建築士・旧暦研究家の松村賢治氏、情報アナリスト、鈴木三雄氏を迎えます。

松村氏には、阪神大震災等での自立復興支援で得た非常時を乗り越える方法をお話し頂き、鈴木氏には、政治・経済・社会情勢・天変地異の分析をして頂きます。

大震災後の日本では、これまでの常識や価値観が通用しなくなると言われます。経済においても、大変な時期が続くであろうと覚悟が必要な時代に、これからの未来をどのように築いていけば良いのか、講師陣の話の中にヒントが有ると思います。皆さまが思い描かれる「理想の未来」を実現させるために、当セミナーでの情報を是非、お役立てください。

毎年、七夕に開催している経営者実践セミナーで、今年も元気で会いましょう!お待ちしております。



あとながき

下田です。先月そうじについて書きました。手始めに、押入れのモノを整理し「要」「不要」と分別すると、ゴミの山が完成。「いつか使えるかも」と置いていても、使用しなければゴミ同然ですよね。思い切って処分したことで、整然と片付き気分爽快になりました。同時に一連の作業は、「必要なモノ(コト)かどうかを即決するための訓練になる。」と思いました。ちょっとした修行ですね。

今月の1冊は、元ディズニーランドアトラクション責任者、石坂秀己氏著書「ディズニーランドが教えてくれたみんなが笑顔で働ける習慣」。自分もみんなも笑顔になれる「心の持ち方」「行動のしかた」の極意、小さな積み重ねが職場を笑顔に変えてくれることが分かります。優れた企業には、当たり前が多く存在すると言われます。まずは、笑顔になることから始めてみよう。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

